

行動計画（第4回）

社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉事業団

令和2年3月31日をもって終了した一般事業主行動計画に続き、子育て及び介護を行う職員の仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行う他、女性労働者の活躍を維持し、全職員が安心して仕事に取り組める職場環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2 計画内容

- (1) 出産を控えた職員に、「育児休業」及び「育児短時間勤務制度」、「育児時間」を適切に周知し、活用を支援する。
- (2) 父親の育児参加を支援するため、育児休業や子の看護休暇等のさらなる周知を図り、取得しやすい環境を整備する。
- (3) 職場内保育所の運営を維持し、一層の整備を行う。
- (4) 授乳・搾乳環境の整備を検討し、早期職場復帰する女性職員を支援する。
- (5) 家族の介護を抱える職員に、「介護休暇」及び「介護休業」の活用を適切に周知し、介護離職を防止する。
- (6) 時間外勤務の一層の削減を図り、職員1人当たりの平均時間外勤務時間数を毎月10時間以内で維持する。
- (7) 年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備を図る。
- (8) 採用や昇進及び人事評価において、性差を基準としないことを維持する。
- (9) 管理職に占める女性労働者の割合50%を維持する。